

部派典籍における「大乘」の用例をめぐって(前編)

藤 田 祥 道

はじめに

『大乘莊嚴經論』は「大乘確立章 (mahāyānasiddhy-adhikāra)」と命名される第1章の第7-21偈において大乘仏説論を論述するが、このうち第9-10偈は、一見奇妙ながらきわめて重要な問題を扱う。

二つの偈頌が述べているのは、声聞乗は大乘法 (mahāyānadharma) とは呼べないこと (第9偈) と、声聞乗は小乗にほかならないこと (第10偈) である。しかし声聞乗が小乗であるのは大乘仏教の通念からすれば自明なことで、議論するまでもないものに思われる。なぜ同論書はそのようなことをあらためて論じなければならないのだろうか。

問題の深さを窺い知らせるのは第9偈に先行する世親釈である。世親 (4世紀後半—5世紀前半頃) はそこで、本論がこれから「声聞乗は大乘法とは呼べないこと」を述べるのは、対論者 (説一切有部に帰属して大乘非仏説を主張する比丘たち) が、

この声聞乗こそ大乘であり、これによってのみ大菩提の証得がある

etad eva śrāvakayānaṃ mahāyānaṃ etenaiva mahābodhiprāptiḥ⁽¹⁾
(MSABh ad 1.9)

と言うからだと説明する。相手が声聞乗こそ大乘だと主張するから、われわれはそうではないことを論じる、と言うのである。

とはいえ、世親が言及する対論者のこの主張は総じて不可解である。まず声聞乗とは阿羅漢の悟りをめざす乗り物（＝教説）であり、したがってそれによって仏の大菩提が証得できるというのは意味をなさない。またそれ以上に理解したいのは、自分たちの教説こそ「大乘」であるという対論者の主張であらう。⁽²⁾はたして彼らは、大乘仏教側が「大乘」をさかんに宣布するのに対抗するために、自身の伝統教説こそ「大乘」であると強弁しているにすぎないのか、それとも彼らの主張にはしかるべき背景や根拠が存在するのであろうか。しかしそもそも、世親が言及する「対論者の主張」にどれほどの信憑性があるのか、大乘仏教側の文献資料のみによるかぎり検証のしようがないことも問題である。

こうした点を明らかにするには、いちど部派の典籍を調査して、それらに「大乘」に言及する用例が実際にあるのか、あるとすればどのような文脈で現れるのかを確認する作業がどうしても必要となる。本稿は、これまで十分に調査・検討されてこなかった部派典籍における「大乘」の用例に光を当てるものである。それは、従来、大乘仏教に固有のものとなされてきた「大乘」の概念が部派仏教に起源する可能性まで検討するものとなるであろう。

1 有部論書『アビダルマディーパ』

部派典籍に「大乘」の語が見られることは、わが国ではこれまで、『アビダルマディーパ』に対する研究から知られていた。同論書は、世親の『俱舍論』が有部の教理体系を批判的視点をまじえて記述したのに対抗して、同部派の論師が自派の正統性を確立しようとした論書の一つであるが、その中に大乘仏教への批判が散見されることから諸学者の注意を引いてきた。そのうち三友健容〔1999: 18〕は、ジャイニ校訂本（ADV）にもとづいて同論書に見られる大乘批判を紹介するなかで、散文釈に次のような「大乘」への言及があることを指摘した。

下等・中等・上等の〔修行者の資質の〕差異によって区分される下等・中等・上等からなる三十七菩提分法が大乘である。下等・中等・上等の〔修行者の資質の〕差異によって区分される〔大乘〕が仏乗と独覚乗と声聞乗であると言われる。

mr̥dumadhyādhimātrāḥ saptatrimśadbodhipakṣyā dharmāḥ mr̥du-
madhyādhimātrabhedabhinnā mahāyānam | mr̥dumadhyādhimātra-
bhedabhinnam⁽³⁾ buddhapratyekabuddhaśrāvakayānam ity ucyate |

[用例 1]

『アビダルマディーパ』散文釈がここで説いているのは、有部の考える「大乘」である。その「大乘」とは、四念住・四正断・四神足・五根・五力・七覚支・八正道からなる三十七菩提分法であり、そしてそれは、修行者たちの三種の資質の差異に応じて、上等の者には仏乗となり、中等の者には独覚乗となり、下等の者には声聞乗ともなるものである。先の『大乘莊嚴經論』世親釈が言及した「声聞乗こそが大乘である」という対論者の主張で奇妙だったことの一つ、阿羅漢果をめざすはずの「声聞乗」がなぜ大乘なのかという点については、この記述を見る限り、世親の言及には大乘側の価値判断が入っていることが推理される。すなわち、『アビダルマディーパ』散文釈によれば、有部の伝統教説（＝三十七菩提分法）は声聞乗・独覚乗・仏乗の三乗を包摂した総合的体系であり、それが「大乘」なのであるが、世親ら大乘論師からすればそれは声聞乗（小乗）でしかない。大乘側は、そうした価値判断のもとに有部の伝統教説を「声聞乗」と蔑称しているのである。

かくして用例 1 からは、古代インドでは、一方では『般若経』等の「この教法」こそが大乘であると主張する『大乘莊嚴經論』等の大乘論書があり、他方では三十七菩提分法という伝統教説が「大乘」であると説く『アビダルマディーパ』があるというように、少なくとも二つの「大乘」に対する認識が存在していたことが確認される。ただし『アビダルマディーパ』は世親以降のものであるから、その「大乘」の主張があくまでも大乘仏教の拡がりを

承けてのものである可能性はなお否定できない。

ところでその『アビダルマディーパ』については、ジャイニ校訂本(ADV)に収録されたのは全体の半分以上の量にすぎず、残りの未発見部分のあることがはやくから知られていた。しかるに李学竹[2013]は、同部分の貝葉写本が現存することを突き止め、その記述から偈頌の著者がイーシュヴァラ(Īśvara)であることを明らかにするとともに、冒頭の17偈分のサンスクリット文と和訳を公表した。その第8偈に、同論書における新たな「大乘」の用例が、次のように見出されたのである。

〔経に〕説かれたように、この大乘は教師である最高の牟尼によって直説された。一連の「大」牟尼によって修せられたものだから、「大」所依処⁽⁴⁾(padasthāna)に結びつけるものだからである。(第8偈)

śāstrā mahāyānam idaṃ yathoktaṃ kaṇṭhopadiṣṭaṃ munisattamaena |
mahāmuniyūhaniṣevitatvān mahāpadasthānaniyojakatvāt || 8 ||⁽⁵⁾

[用例2]

偈頌の前半では「大乘」が釈迦牟尼によって直説されたこと（つまり「大乘」が仏説であること）が、後半ではその理由、つまり大乘が「大」牟尼によって修せられたものであり、「大」所依処に結びつけるものであるから直説されたことが述べられていると考えられる。またその後半が「大乘(mahāyāna)」の語義解釈——偉大な者の乗り物であり、偉大な依り所（＝悟り）に結びつける乗り物——ともなっていることは言うまでもない。

2 阿含部

宋・宝雲訳⁽⁶⁾『雑阿含』第769経(T No. 99)

『アビダルマディーパ』の未公開部分については李学竹氏と加納和雄氏によって現在も精力的に解説されつつあるが、筆者は両氏のご好意により、こ

の第8偈に対する散文釈を参照する機会に恵まれ、そこに mahāyāna の語を含む経文が引用されていることを新たに知った。⁽⁷⁾有部における「大乘」への言及は初期經典にまで及ぶことが明らかとなったのである。

当該の散文釈が引用する経文は、世尊が天の乗り物 (divyaṃ yānam) であり大乘 (mahāyāna) である八正道を説こうと述べるもので、これは有部に帰属する『雜阿含』第769經に同定できる。同經には対応經としてパーリ『相應部』第45章第4經があり、⁽⁸⁾両者の内容は概ね一致する。そのあらすじはこうである。ある朝、阿難が托鉢のために舍衛城に入ると、人々が、馬も御者の出で立ちも車体もすべてが白い馬車に婆羅門が乗っているのを見て、婆羅門の乗り物、あるいは梵天の乗り物 (brahmaṃ yānam, 梵乘) だ、と讚歎しているところに遭遇する。阿難がこのことを世尊に報告しつつ「この法と律において梵天の乗り物は認められるでしょうか」と質問すると、世尊は次のように答える。

阿難よ、わが正法と律という乗り物は天の乗り物であり、婆羅門の乗り物であり、大乘であり、よく煩惱の軍を調伏するものである。よく聴いてよく思惟しなさい、あなたのために説こう。阿難よ、何を正法と律という乗り物、天の乗り物、婆羅門の乗り物、大乘、よく煩惱の軍を調伏するものとなすのかといえ、すなわちそれは正見ないし正定からなる八正道である。阿難よ、これを正法と律という乗り物、天の乗り物、梵天の乗り物、大乘、よく煩惱の軍を調伏するものと〔私は〕名づける。阿難。我正法律乘、天乘、婆羅門乘、大乘、能調伏煩惱軍者。諦聽善思、當爲汝説。阿難、何等爲正法律乘、天乘、婆羅門乘、大乘、能調伏煩惱軍者。謂八正道、正見乃至正定。阿難、是名正法律乘、天乘、梵乘、大乘、能調伏煩惱軍者。⁽⁹⁾〔用例3〕

漢訳が、その最後部分で八正道が「正法と律という乗り物、天の乗り物、梵天の乗り物、大乘、よく煩惱の軍を調伏するもの」であると説くのに対し

て、パーリの対応箇所は「阿難よ、これは、この聖なる八支道の別名 (adhivacana) であって、梵天の乗り物 (brahmayāna) とも、法の乗り物 (dhammayāna) とも、無上の戦勝 (anuttaro sangāmaṇi) ともいう」⁽¹⁰⁾ であるように、パーリ対応經に「大乘 (mahāyāna)」の語は存在しない。その、漢訳阿含にのみ現れる「大乘」であるが、八正道は広く仏道修行者たちが修めるものであるから、この文脈では、仏の大菩提のみをもたらし乗り物 (= 仏乗) ではありません、さまざまな資質の仏道修行者たちの乗り物と理解されねばなるまい。用例 1 の『アビダルマディーパ』散文釈は、この經説における八正道を三十七菩提分法にまで敷衍し、そうした「大乘」は仏乗・独覺乗・声聞乗の三乗を包摂すると言い直したものと理解することができる。⁽¹¹⁾ 同論書が大乘仏教を知っていたことは疑いないが、しかしその「大乘」に関する言説は、自派の初期經典に説かれた「大乘」に準じたものとみなせる。

なお、この用例 3 と次下に述べる用例 4, 5 については、すでに呉汝鈞 [1987: 125-126] が漢訳阿含に見られる「大乘」の例として 3 と 4 を指摘し、さらに Walser [2009] は mahāyāna の語や概念に関して仏教外インド文獻における類似表現についても検討しつつ、用例 3, 4, 5 における「大乘」が大乘仏教の影響で説かれたものとは考えられないことなどを詳細に論じている。最近では Anālayo [2025] がウォルサー論文を承けて 3～5 の漢訳阿含の用例に関して検討を加えた。⁽¹²⁾ ただしこれらの研究には『アビダルマディーパ』の用例 1, 2 や以下に述べる用例 6～11 に対する言及はない。

後秦・仏陀耶舎及仏竺念訳『長阿含』(T No. 1)「遊行經」と失訳『般泥洹經』(T No. 6)⁽¹³⁾

「大乘 (mahāyāna)」の語はパーリ三藏からは検出されないが、北伝の部派典籍にはこの他にもいくつかの用例が見出される。以下それら大正新脩大藏經の仏典の分類にしたがって指摘してゆく。

まず阿含部では、「大乘」「摩訶衍」の語が先の『雜阿含』第769經を含めて合計八典籍に存在することが確認されるが、⁽¹⁵⁾ ここでは、ともに『涅槃經』

の異訳にあたる『長阿含』『遊行経』（412-413年訳、法蔵部帰属）と、漢訳年代としてはおそらくより古い失訳『般泥洹経』に共通する用例を取り上げる。それは、後に「ゴータマの渡し（Gotamatittha / Gautamatīrtha）」と呼ばれることになるガンジス河岸の渡し場で釈迦仏（有部系諸本では「ある比丘」）が発したとされる偈頌に見られるもので、「遊行経」と『般泥洹経』ではともに二偈によって構成される。二つの用例をつづけて示そう。

佛爲海船師	法橋渡河津
大乘道之輿	一切渡天人（一）
亦爲自解結	渡岸得昇仙
都使諸弟子	縛解得涅槃 ⁽¹⁶⁾ （二）（『長阿含』『遊行経』）〔用例4〕
佛爲海船師	法橋渡河津
大乘道之*輿	一切渡天人（一）（*大正蔵の「輿」を訂正）
亦爲自解脫	度岸得昇仙
都使諸弟子	縛解致泥洹 ⁽¹⁷⁾ （二）（『般泥洹経』）〔用例5〕

両者はほぼ同じである。中村元〔1984: 183-196〕は、『涅槃経』の諸本（『遊行経』、『般泥洹経』、有部帰属『涅槃経』サンスクリット本、南方上座部帰属『涅槃経』パーリ本）の「ゴータマの渡し」部分を訳註するなかで、「遊行経」の二偈に対して、「佛は海の船師たり。法橋は河津を渡す。大乘道の輿は一切、天人を渡す。亦自らの為に結を解き、岸を渡りて仙に昇ることを得。都て諸弟子をして縛を解き、涅槃を得しめんがためなり」（同書183頁）と読み下すが、十分には理解しがたい。「大乘道之輿 一切渡天人」を取り上げると、まず「輿」は乗り物の一種であり、天・人が乗るのは直接にはその「輿」であると考えられるが、問題は「輿」と「大乘」との関係である。「大乘の道」を「輿」が進むという理解を採るなら、大乘は道を意味することになろう。一方、Walser〔2009: 245〕は「大乘」における「乗（yāna）」は乗り物を本義とすると理解するから、「大乘道之輿」の句も“The Great

Vehicle is the carriage of the Way”, すなわち「大乘は道の輿なり」と読む。この場合、「大乘」は「輿」という乗り物を指し、それが一切の天・人を渡すことになる。⁽¹⁹⁾

詳細は割愛するが、「ゴータマの渡し」における当該の偈頌は、南方上座部のパーリ本（長部第16経）では、人々が海や水を渡ることに関して、ある人々は橋を作り、ある人々は筏を作り、賢明な人々は渡り終えていると説く一偈のみからなる。⁽²⁰⁾ 有部帰属のサンスクリット本はパーリ本とよく合う一偈のあとに、比丘たちは沐浴し、声聞たちは筏を作る等の内容を説く二偈を加えて合計三偈とするが、先に述べたように、釈迦仏ではなくある比丘が誦したものとす。⁽²¹⁾ これらに対して用例4、5はパーリ本に窺われる原型を換骨奪胎した上で「大乘」に言及したものと推察される。⁽²²⁾ なお、これらの用例に見られるほぼ同一の二偈は、Anālayo [2025: 419 (n.799)] も指摘するように、『涅槃経』の文脈を離れて、本縁部所収の失訳『長寿王経』（T No. 161）という釈迦仏の本生譚の中ではほとんど同じ訳文で流用されており、⁽²³⁾ 「大乘道之輿。一切渡（度）天人」の句が流布した形跡が窺われる。⁽²⁴⁾

3 本縁部

つづいて本縁部、経集部の検討に移るが、これらに収録される典籍のなかには、部派のものなのか大乘仏教のものなのか判然としないものが存在する。しかしそもそも、なにをもって部派典籍とし、なにをもって大乘仏教の典籍とみなすのかということ自体、場合によっては慎重な検討を要する事柄であり、両者を安易に選別することは、部派仏教と大乘仏教との間の関連性や連続性を示唆する重要な手がかりを見落としかねない。とはいえ、ここではとりあえず、（1）大乘仏教に固有のものと考えられる無生法忍などの教理を説いていないこと、（2）序分に示される大衆に菩薩が言及されないこと、（3）古い年代の訳者であることを基準にした上で、特に注目すべき用例に限って指摘してゆく。⁽²⁵⁾

呉・志謙⁽²⁶⁾訳『菩薩本緣經』（T No. 153）

説一切有部の人と目される僧伽斯那（Saṅghasena）の撰による、菩薩の本生譚八話を集めた典籍である。ただしその菩薩が釈迦菩薩であることを明示する記述は經中にない。本經には「菩薩摩訶薩」の語が見られる一方で、特⁽²⁷⁾に大乘仏教に固有の教理は説かれ⁽²⁸⁾ない。その第八話（龍品）は、菩薩がかつて怒り（恚）を發したために龍王となった時の話で、そこには、龍王が同伴の龍たちに語る次のような文章が見られる。

あなたは次のことを知らねばならない。もしこのような八戒を受持することができれば、妙なる服がなくとも洗浴することを得、垢がなくとも怨賊をさえぎることができる。父母がいなくとも貴姓があり、諸々の璣珞を離れても身体は自ずから莊嚴であり、珍宝がなくとも巨富が無量である。車や馬がなくとも大乘〔に乗る者〕と称され、橋津に依らずに惡道を渡る。八戒を受持する者の功德はこのようである。あなたは今知らねばならない、私はいたるところで常にこれを受持している。

汝當知之。若能受持如是八戒。雖無妙服而能得洗浴。雖無璣珞能遮怨賊。雖無父母而有貴姓。離諸璣珞身自莊嚴。雖無珍寶巨富無量。雖無車馬亦名大乘。不依橋津而度惡道。受八戒者功德如是。汝今當知。吾於處處常受持之。⁽²⁹⁾〔用例6〕

文中、八齋戒という在家者に向けられた戒を受持する功德を説くなかで「大乘」が言及されるから、この本生譚は在家者に向けて「大乘」を説いたものとみなせる。またそれが、車・馬という世俗の乗り物と比較して説かれることが注意される。

* 本稿は以下、『インド学チベット学研究』第29号に掲載予定の後編に続く。有部や法藏部では確かに「大乘」が説かれていることを明らかにした前編に続いて、後編では、さらに大正新脩大藏經の本緣部、經集部、律部に収録された部派典籍における用例5つを指摘し、そのうえで、従来「大乘」の語を初めて用いた、もしくは初めて大乘を宣言した經典としてしばしば言及され

てきた小品系般若經の用例をあらためて検討する。かくして部派典籍と初期大乘經典との双方における「大乘」の用例を見渡したうえで、「大乘」の語が現れる文脈の新古や、その原義、觀念の展開などを考察し、そして本論冒頭に挙げた問いに立ち戻ってゆく。

主な略号と参考文献（パーリテキストについては PTS 版を使用）

- 『大乘仏典』 長尾雅人・梶山雄一監修『大乘仏典』（1-15）中央公論社、1973-1976.
- 『パーリ仏典』 片山一良訳『パーリ仏典』大蔵出版社、1997-.
- ADV *Abhidharmadīpa with Vibhāṣāprabhāvṛtti*, Jaini, Padmanabh S. (ed.), Patna 1959; repr. 1977.
- ASBh *Abhidharmasamuccaya-bhāṣyam*, Tatia, Nathmal (ed.), Patna 1976.
- D Derge edition of Tibetan Tripiṭaka.
- DBh 梵文大方広仏華嚴經十地品 (*Daśabhūmiśvaro nāma mahāyānasūtram*), Kondō, Ryūkō (ed.), Tokyo 1936.
- Divy *The Divyāvadāna*, Cowell, E. B. and Neil, R. A. (eds.), Cambridge 1886.
- DN *Dīghanikāya*.
- GRETEL Göttingen Register of Electronic Texts in Indian Languages (<https://gretel.sub.uni-goettingen.de/gretel.html>).
- MH *Madhyamakahrdayam of Bhavya*, Lindtner, Christian (ed.), Chennai 2001.
- MPS *Das Mahāparinirvāṇasūtra* Teil 2, Waldschmidt, Ernst (ed.), Berlin 1951.
- MSA *Mahāyānasūtrālamkāra* Tome 1 Texte, Lévi, Sylvain (ed.), Paris 1907.
- P Peking edition of Tibetan Tripiṭaka.
- RĀ *Nāgārjuna's Ratnāvalī* Vol.1 The Basic Texts (Sanskrit, Tibetan, Chinese), Hahn, Michael (ed.), Bonn 1982.
- SAT SAT 大正新脩大藏經テキストデータベース2018版 (<https://21dzk.lutokyo.ac.jp/SAT2018/master30.php>).
- SN *Samyuttanikāya*.
- T 大正新脩大藏經, Takakusu, Junjiro and Watanabe, Kaikyoku (eds.), Tokyo 1924-1934.
- TJ (E) *dBu ma'i snying po'i 'grel pa rtog ge 'bar ba*, **Madhyamakahrdayavṛttitarkajvālā*, Eckel, Malcolm David (ed.), Cambridge (Massachusetts) -London 2008.

印順

1968『説一切有部為主的論書與論師之研究』協林印書館。

榎本文雄

- 2001a 「『雑阿含經』の訳出と原典の由来」『仏教文化の基調と展開：石上善應教授古稀記念論文集 1』山喜房仏書林, 31-41.

呉汝鈞

- 1987 「印度大乘佛教思想的特色」『中華佛學學報』1, 123-135.

周柔含

- 2006 「譬喩者についての一考察」『印度学仏教学研究』55-1, (118)-(122).

庄司史生

- 2022 「後期インド仏教における大乘仏説論」『印度学仏教学研究』70-2, (85)-(90).

中村元

- 1984 『遊行經』（上）（仏典講座1）大蔵出版.

林寺正俊

- 2014 「『三法度論』における教理の展開」『日本仏教学会年報』79, 49-66.

- 2016 「『三法度論』の基礎的研究——スートラの判別と内容梗概——」『インド哲学仏教学論集』3, 105-134.

平岡聡

- 2007a 「『出曜經』の成立に関する問題」『印度学仏教学研究』55-2, (181)-(187).

- 2007b 『ブッダが謎解く三世の物語』（上・下）大蔵出版.

三友健容

- 1989 「『アビダルマディーパ』における仏道の体系——大乘批判を中心として——」『日本仏教学会年報』54, 15-28.

- 2007 『アビダルマディーパの研究』平楽寺書店.

美濃晃順

- 1930 「菩薩本縁経解題」『国訳一切経』（本縁部八）大東出版社, (209)-(300).

八尾史

- 2013 『根本説一切有部律薬事』連合出版.

吉元信行

- 1997 「仏陀最後の旅と筏の譬」『仏教学セミナー』66, 1-27.

- 2002 「筏の譬」『初期仏教からアビダルマへ：櫻部建博士喜寿記念論集』平楽寺書店, 1-22.

李学竹

- 2013 「*Abhidharmadīpa* の序文について」『印度学仏教学研究』62-1, (150)-(156).

Anālayo, Bhikkhu

- 2025 *The Perfection of Wisdom in First Bloom, Relating Early*

Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā to Āgama literature, New York.

Demiéville, Paul

1954 La Yogācārabhūmi de Saṅgharakṣa, *Bulletin de l'École Française d'Extrême-Orient*, 44-2, 339-436.

Nattier, Jan

2008 *A Guide to the Earliest Chinese Buddhist Translations, Texts from the Eastern Han 東漢 and Three Kingdoms 三國 Periods*, Tokyo.

Walser, Joseph

2009 The Origin of the Term 'Mahāyāna' (The Great Vehicle) and Its Relationship to the Āgamas, *Journal of the International Association of Buddhist Studies*, 30-1/2, 219-250.

註

- (1) MSA 4.4-5.
- (2) 「声聞乗が大乘である」という考え方に対する大乘仏教側の批判は、『入大乘論』（T No. 1634, 32, 37a24-38a16）および12世紀の般若經註釈文献である『世尊母伝承随順（**Bhagavatyaṃnāyānusāriṇī*）』（D No. 3811, Ba 144b5-145a6; P No. 5209, Ba 165b3-166a7）でも取り上げられ、後者には『大乘莊嚴經論』第1章第10偈も引用される。同文献の大乘仏説論の概要については庄司史生[2022]を参照。なお、『宝行王正論』第4章第90-93偈（*RA* 126.17-128.12）と『中観心論』第4章第3-6偈（*MH* 49.7-14; *TJ (E)* 304.29-307.20）には「声聞乗が大乘である」の部分への言及はないが、声聞乗によって仏果・大菩提が得られるという対論者の主張が見られる。このうち後者の第四章第三偈では、「正覚者たちの大菩提は信認されている正見等の〔八正〕道によって到達される（*samyagdrṣṭyādimārgeṇa pratitena pratiyate | sambuddhānām mahābodhiḥ*）」（*MH* 49.7-8; *TJ (E)* 304.29-30）という対論者の成仏論が紹介されている。
- (3) *ADV* 358.2-4. 三友健容 [1989: 18], 同 [2007: 684]。
- (4) 'padasthāna' に対して李学竹 [2013: (155)] は「足跡」と訳す。ここでは『大乘阿毘達磨雜集論』の 'padasthānatā' (*ASBh* 75.7) ≡ 'gzhī'i gnas' (D No. 4054, Li 213a3; P No. 5555, Shi 256b7) ≡ 「所依處」(T31, 734a5) の漢訳に従った。その「所依處」の内容であるが、先の『アビダルマディーパ』散文釈の理解や、以下に示す『雜阿含』第769經の文脈からして、仏の無上正等菩提に限らず、修行者のそれぞれの資質に応じた悟りを指すと考えたい。
- (5) 李学竹 [2013: (154)-(155)] 参照。なお同論文では偈頌サンスクリット文冒頭部は śāstre (論典における) であるが、後述するように mahāyāna は經典（『雜阿含』）に説かれることを考慮して, śāstrā (教師によって) と読んだ。
- (6) 従来『雜阿含』は宋・求那跋陀羅訳で435-443年訳出とみなされてきたが、

榎本文雄 [2001a] によって、宋・宝雲訳、435-436年訳出と訂正された。

- (7) 2024年6月19日付けの加納和雄氏から筆者に宛てられた私信による。『アビダルマディーパ』の冒頭未公開部分の内容をここに紹介することについてご快諾いただいた加納氏ならびに李学竹氏には記して感謝申し上げる。
- (8) SN 45.4 (v. 4-6), 『パーリ仏典』相応部 9, 73-78参照。
- (9) T2, 200c26-201a2.
- (10) SN 45.4 (v. 5.14-17): imasseva kho etam Ānanda ariyassa aṭṭhaṅgikassa maggassa adhivacanam brahmayānaṃ iti pi dhammayānaṃ iti pi anuttaro sangāmaṇijayo iti pi.
- (11) 註2で述べたように、『中観心論』第四章第三偈は、仏の大菩提は八正道によって得られるという対論者の主張を紹介する。これは、三十七菩提分法という大乘を上等の者が修行すれば仏となるという用例1の『アビダルマディーパ』散文釈の記述に通じる成仏論であるが、八正道に言及する点については『雑阿含』第769経を想起させる。
- (12) Anālayo [2025: 294-298, 417 (n.798)-421 (n.813)].
- (13) 失訳とされる『般泥洹経』の訳者については、中村元 [1984: 18-19] が支謙訳もしくは竺法護訳とする見解を紹介している。Nattier [2008: 126-128] は支謙訳とする。
- (14) GRETEL 所収のパーリ語デジタルテキストで検索。
- (15) 漢訳典籍の用例検出には SAT を使用。阿含部所収典籍の用例は、『長阿含』「遊行経」に1ヶ所（用例4）、『般泥洹経』に1ヶ所（用例5）、『法華経』に1ヶ所（T No. 34, 1, 818c1）、『梵摩渝経』に1ヶ所（T No. 76, 1, 884b20）、『雑阿含』第769経に3カ所（用例3）、『聖法印経』に1ヶ所（T No. 103, 2, 500b13）、『央掘魔羅経』に45カ所（T No. 120, 2, 524a9, etc.）、『増一阿含』「序品」に3カ所（T No. 125, 2, 550a12, b4, c10）見出されるが、『聖法印経』は奥書の記述であり、『央掘魔羅経』は大乘經典である。『増一阿含』の「大乘」については、大乘仏教の影響の可能性を含めて、あらためて詳細な検討が必要であろう。
- (16) T1, 12c27-13a1.
- (17) T1, 178a29-b3.
- (18) 乗り物の種類に関して、『四分律』（T22, 771b28-29）は象乗、馬乗、車乗、歩乗の四種、『摩訶僧祇律』（T22, 411a28-b1）は象乗、馬乗、牛乗、驢乗、船乗、車乗、輿乗、輦乗の八種、『毘尼母経』（T24, 827a15-16）は象乗、馬乗、車乗、輿乗の四種を挙げる。
- (19) Walser [2009: 246-247] はまた、この用例4、5における「大乘」はおそらく戦車 (chariot) ではなく船 (boat) を指すとし、それが『十地経』における「大乘の船 (mahāyānapātra)」などの表現につながる可能性まで示唆す

- る。Cf. *DBh* 123.4, 6 (『大乘仏典』 8, 223) : 唐・実叉難陀訳『大方広仏華嚴經』(T No. 279, 10, 197b26, 28)「船」; 西晋・竺法護訳『漸備一切智徳經』(T No. 285, 10, 480b21, 24)「大舟船」「船」; 姚秦・鳩摩羅什訳『十住經』(T No. 286, 10, 521b15, 20)「船」「大乘船」; 唐・尸羅達摩訳『仏説十地經』(T No. 287, 10, 557b27, 29)「大船」「船」. *Anālayo* [2025: 419 (n. 799, 801)] も参照。したがってウォルサーによれば、用例 4, 5 の「大乘道之輿」における「輿」は「大乘」としての水上の乗り物であることになるが、この点について註24に指摘する竺曇無蘭の「三十七品經序」はまさにその句における「輿」を「舟輿」と理解しており、その解釈と合う。
- (20) *DN* 16 (ii 89.26-28) ; *MPS* 158.
- (21) *MPS* 158-160: D No. 6, Da 239a1- 3; P No. 1035, Ne 229a3- 5: 『根本説一切有部毘奈耶雜事』(T No. 1451, 24, 385b5-11). またこの三偈は『根本説一切有部 藥 事』(D No. 1, Kha 29a2- 4; P No. 1030, Ge 26b7- 8; T No. 1448, 24, 23c21-26, 八尾史 [2013: 101]), 『ディヴヤーヴァダーナ』(*Divy* 56.8-13, 平岡聡 [2007b : 上119]), 『ウダーナヴァルガ』第17章第7-9 偈にも存在する。詳細は平岡同書132-133註 6 および八尾同書同頁脚註 3-5 を参照。
- (22) 「ゴータマの渡し」で説かれた当該偈については、吉元信行 [1997], 同 [2002] が、筏の譬との関連から、諸部派の資料を用いて広く論じている。ご教示いただいた能仁正顕先生に感謝申し上げる。
- (23) T No. 161, 3, 387b27-c1: 「佛爲海船師 法橋度河津 大乘道之輿 一切度天人 (一) 亦謂自解結 度岸得昇仙 都使諸弟子 縛解至泥洹 (二)」。なお長寿王の説話については平岡聡 [2007a: (183)] に関連資料が指摘され、その中には法蔵部の『四分律』(T22, 880b18-882c22) も挙げられるが、[長寿王經]の本生譚はむしろ『六度集經』の第十話 (T No. 152, 3, 5a20-6a19) に近い。
- (24) 『出三藏記集』巻10に収録される、沙門竺曇無蘭による「三十七品經」(安世高訳『仏説禪行三十七品經』(T No. 604, 15, 180c-181b) を指すか) に対する序の冒頭には、次のような興味を引く記述がある。——「三十七品は三世の諸仏の舟輿であり、声聞や古仏は皆この三十七品に乗って度を得たのであり、三界の衆生でこれに乗らないものはない。ゆえに經に『大乘道之輿。一切度天人』と言うのであり、これすなわち三十七品である (三十七品者。三世諸佛之舟輿。聲聞古佛亦皆乘之而得度。三界衆生靡不載之。故經曰。『大乘道之輿。一切度天人』。然則三十七品)」(T No. 2145, 55, 70b17-19) ——。要するに三十七菩提分法は經の言う「大乘道之輿」であると述べたものであるが、ここでは、註19でも述べたように、三十七菩提分法 = 「(舟) 輿」 = 「大乘」と理解されているものと考えられる。三十七菩提分法が「大乘」とであるという理解は先の用例 1 とも共通するものとして注意を引くが、ただしおそらく法蔵部由来の「大乘道之輿。一切度天人」という偈句に対するそうした曇無蘭の理解は、

あくまでも一つの解釈を示したものにすぎないだろう。偈句そのものを「大乘」=三十七菩提分法であるという有部的な理解で解釈できるかどうかはまた別問題である。なお別件であるが、後漢・安世高訳『仏説安般守意經』に対する康僧会の序が、その冒頭で「安般とは諸仏の大乘である。〔生死に〕漂流する衆生を済度するからである（夫安般者。諸佛之大乘。以濟衆生之漂流也。）」（T No. 602, 15, 163a6-7）と説いていることも注意。

- (25) 本稿では取り上げなかったが注意される本縁部所収典籍の「大乘」「摩訶衍」の用例を以下に指摘しておく。呉・康僧会訳『六度集經』（T No.152, 3, 36a18, 19, 22, 25）、西晋・竺法護訳『生經』（T No. 154, 3, 84a9,12）、西秦・聖堅訳『太子須大拏經』（T No. 171, 3, 421b3, 4）、西晋・竺法護訳『仏説鹿母經』（T No. 182, 3, 457b20, 27）、隋・闍那崛多訳『仏本行集經』（T No. 190, 3, 910c10）、後漢・支婁迦讖訳『雜譬喻經』（T No. 204, 4, 500c5）。

- (26) 印順〔1968: 463-464〕によれば、本經は『歴代三宝記』（T No. 2034, 49, 57a20）以来一貫して支謙訳とされるが、その流麗な訳文からして、おそらく鳩摩羅什の時代のものであるという。Nattier〔2008: 116-148〕も支謙訳經典リストの中に本經を含めない。

- (27) Demiéville〔1954: 396〕、印順〔1968: 366-367〕は、『出三蔵記集』所載の僧叡作「關中出禪經序」に、同禪經（=鳩摩羅什訳『坐禪三昧經』）が「婆須蜜・僧伽羅叉・漚波崛・僧伽斯那・勒比丘・馬鳴・羅陀」の禪要の中から抄集したものである旨を述べている（T55, 65a29-b2）こと、そしてそこに挙げられる婆須蜜（Vasumitra）等がいずれも説一切有部の禪師と考えられることを指摘する（周柔含〔2006: (121)〕も参照）。ただしその僧伽斯那（Saṅghasena）については次の不明点がある。

従来 Saṅghasena に帰せられる典籍に次のものがある。

T No. 153 呉・支謙訳『菩薩本縁經』

T No. 209 蕭齊・求那毘地訳『百喻經』

T No. 1506 東晋・僧伽提婆訳『三法度論』

これらに関して、印順〔1968: 455-465〕は次の三点を指摘する。——（1）153については支謙訳であることが疑われる（上註26）。（2）209は四巻もしくは二巻からなるアヴァダーナで、その末尾に「尊者僧伽斯那造作『癡花鬘』竟」（T4, 557c24）とあるように、『癡花（華）鬘』の別名を持っていた。ただしその訳者を求那毘地（Guṇavariddhi）とみなすのは誤りで、むしろ失訳とすべきである。『出三蔵記集』の「求那毘地伝」に、彼は永明十年（西暦492年）に十巻からなる大乘法師僧伽斯（Saṅghasena）の『百句譬喻經』を訳出したと記されている（T55, 106c28-107a1）のは『百喻經』ではなく、呉・支謙訳とみなされてきた『撰集百縁經』（T No. 200）と考えられる。（3）1506は山賢（世賢？Vasubhadra）の本論に対して「大乘居士、僧伽先」が註釈を施し

た（『出三蔵記集』収載「三法度序」T55, 73a11-12）もので、これは犢子部の教義を説いたものである。――

印順氏は以上の考察のうえで、T Nos. 153, 209, 1506にT No. 200を加えた四書をSaṅghasenaという同一人物による典籍とみなし、その人物像を推定する。しかし、求那毘地が「天竺大乘法師僧伽斯に師事した」という記述は同氏の指摘する『高僧伝』（T No. 2059, 50, 345a24-25）ばかりでなく、『出三蔵記集』の「求那毘地伝」に遡りうるもので（T55, 106c21-22）、軽視できるものではない（印順氏が『出三蔵記集』に該当する記述はないと述べるのは誤り）。『出三蔵記集』や『高僧伝』の記述どおり、僧伽斯（Saṅghasena）が5世紀終わりに『百句譬喩經』を訳出した求那毘地の師ということであれば、少なくとも同經（209もしくは200）を撰述した僧伽斯は、婆須蜜・僧伽羅叉・馬鳴などと並記される禅要の著者たる僧伽斯那より後代の同名異人と考えなければならぬ（美濃晃順 [1930: (300)] 参照）。

なお、『百喩經』からは「大乘」の語は検出されないが、「方等」と「小乘」が対比され（T4, 551a7）、「三乘」も説かれる（548a29-b2, etc.）。『撰集百緣經』には「方廣」の文字があるが（T4, 255a24-25）、それが大乘經典を指すかどうかは不明。『三法度論』は仏・辟支仏・声聞の「三果」を説くが（T25, 20b6-7）、三乗の概念は見られない。同論書については林寺正俊 [2014]、同 [2016] を参照。

(28) T3, 66c3, etc.

(29) T3, 69b8-13.

キーワード 『大乘莊嚴經論』, 大乘仏説論, 部派の「大乘」, 説一切有部, 法蔵部